

報告第1号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月27日提出

渋川市長 星 名 建 市

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和7年10月8日午後3時22分ごろ、渋川市有馬114番地2ドラッグストアコスモス有馬店駐車場において、産業観光部農政課職員が運転する公用車（群馬480つ1898）が後退した際、後方に駐車していた群馬県邑楽郡大泉町坂田2丁目16番地1株式会社エースライン代表取締役坂本将基氏が所有する普通貨物自動車（群馬100い7409）の右前方部に接触し、破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月6日

渋川市長 星 名 建 市

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 星 名 建 市

乙 群馬県邑楽郡大泉町坂田2丁目16番地1

株式会社エースライン 代表取締役 坂本将基

- (1) 甲は乙に対し、損害賠償金300,000円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

300,000円